



令和 7 年度茨城県教育庁等育休任期付職員の採用選考試験案内

令和 7 年 10 月 20 日

茨 城 県 教 育 委 員 会

- 茨城県教育庁等において、育児休業を取得した職員の代替職員として勤務していただく職員（育休任期付職員）を募集します。

※ 教育庁等とは・・・

茨城県教育委員会事務局の本庁・教育事務所、学校以外の教育機関、県立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校

- この採用選考試験の合格者は、「教育庁等育休任期付職員採用候補者名簿」に登録され、令和 8 年 1 月以降、職員が 1 年を超える育児休業を取得する場合に、育児休業任期付職員として採用されます。

※ 「教育庁等育休任期付職員採用候補者名簿」の有効期間は、合格者決定の日から 1 年間です。（名簿登録ですので、登録されても採用されない場合があります。）

- 任用期間（1 年を超え 3 年未満）は、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用時に決定されます。

- 育休任期付職員は、任期の定めがあることと育児休業を取得できないことを除き、勤務条件（勤務時間、休暇、服務、分限、給与等）について、一般職員（任期の定めのない職員）と変わりはありません。

◆ 受付期間 令和 7 年 10 月 20 日（月）から令和 7 年 11 月 14 日（金）まで

◇ 郵送による申込の場合は、令和 7 年 11 月 14 日（金）（消印有効）までに提出してください。

◇ 持参による申込の場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けできませんので、注意してください。）

1 採用予定人員及び主な職務内容等

※採用予定人員については変更になる場合があるほか、勤務箇所の変更をお願いする場合があります。

職種	採用予定数	主な職務内容	採用予定日
事務	1 名	茨城県陶芸美術館（笠間市）において、主に一般行政事務に従事します。	令和 8 年 1 月下旬

2 受験資格

次の事項のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※ 日本国籍を有しない人であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

3 選考日時、選考会場及び合格発表

(1) 日 時 令和7年11月26日(水)

受付開始 10:30
事前説明 10:50
論文(作文) 考査 11:00~12:00
(休憩)
口述考査 13:00~

(2) 会 場 茨城県庁 23 階 教育庁会議室(水戸市笠原町 978 番 6)

(3) 合格発表 令和7年12月10日(水)以降、受験者全員に可否を文書(郵送)で通知します。

4 試験の方法

試験の種類	内 容
論文(作文) 試験	企画力、判断力、表現力などについて審査します。
口述試験	主として人物についての評定を行うものとし、個別面接を実施します。

5 受験手続

申 込 先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県教育庁総務企画部総務課 総務担当 (県庁舎 22 階) TEL 029-301-5114
申 込 方 法	次の書類を、郵送するか、又は、直接持参してください。 【期限】令和7年11月14日(金) 1. 選考申込書(指定様式第1号) 2. 履歴書(指定様式第2号) ※ 履歴書には、最近3か月以内に撮影した写真(縦4センチメートル×横3センチメートル、カラー、上半身、脱帽、正面向きで、裏面に氏名を記入したもの)を貼付してください。 3. 経歴書(指定様式第3号) 4. 最終学校の卒業証明書及び成績証明書 ※ 郵送で申し込む際は、封筒の表に「育休任期付職員採用選考申込」と朱書きし、郵送してください。(期限日の消印有効) ※ 証明書等の氏名と現在の氏名が異なっている場合は、戸籍抄本等の証明書類を添付してください。

6 選考当日に持参するもの

- (1) 筆記用具(HB又はHBより濃いもの)、消しゴム、鉛筆削り
- (2) 受験者本人の身分証明書(顔写真付きのもの)
- (3) 昼食及び飲物

※ 受験票は発行しませんので、受付時に氏名の申出と身分証明書の提示をお願いします。

7 勤務条件

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則として、1日につき7時間45分（8時30分から17時15分まで）とし、1週間のうち少なくとも1日は週休日となります。また、4週間ごとの期間について8日は週休日となるように、事務の繁忙を考慮して職員ごとに決定します。

(2) 給与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば、卒業後、直ちに採用された職員の場合の給料（基本給）及び手当は、次のとおりです。

職種	給料月額（令和7年4月1日現在）
事務	大学卒 239,136 円
	高校卒 206,170 円

- ・ 上記金額は、給料月額及び地域手当（6%）の合計額です。
- ・ 学校卒業後一定の職務経験がある人には、一定の額が加算されることがあります。
- ・ このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・ なお、これらの額は、条例改正等により変更されることがあります。

(3) 休暇

年次休暇（採用時期に応じ最大年間20日）などがあります。

8 その他

- (1) 教育庁等育休任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、組織の改廃、職員の育児休業取得期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。
- (2) 教育庁等育休任期付職員への採用は、茨城県職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、茨城県職員採用の際に優先されるものではありません。